

新型コロナウィルス感染症対応特別助成

最大20万円
(助成率2/3)

申請期間（第1期）令和4年5月9日(月)～
令和4年8月31日(水)まで午後5時必着

新型コロナウィルス感染症により、事業に影響を受けた区内中小企業が、**感染症拡大防止策**や前向きな投資を行いながら**販路拡大**に取り組む経費の一部を助成します。



例1 来客用の非接触型体温計
や、飛沫感染防止のための
アクリル板を導入したい。



例2 新商品のPRのため、パン
フレットや配布チラシを作
成したい。



例3 販路拡大を図るため、EC
サイトや企業PR動画を
新たに製作したい。

対象者

中小企業基本法に規定する中小企業で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。

※みなし大企業は除く。※医療法人、NPO 法人、社会福祉法人、一般財団法人等は対象外。

- (1) 法人事業税および法人都民税（個人の場合は個人事業税および住民税）を滞納していないこと。
- (2) 品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- (3) 引き続き品川区内で同一事業を1年以上営んでいること。
- (4) **申請者が令和4年度に本事業の助成を受けていないこと。（1事業者1申請限り）**
- (5) 資本関係のある、もしくは役員の派遣を受けている関連会社が令和4年度に本事業の助成を受けていないこと。

※例：親子会社、ホールディングス、同一の役員が複数企業を経営している等

- (1) 飛沫対策費 (2) 換気費 (3) 衛生管理費
 - (4) 非対面・非接触に伴う機器等の経費 (5) 広告費
- *過年度と同一製品も対象になります。

※上記に該当し、請求書・領収書等により経費の内容および支払いが確認できるものが対象です。

※ただし、助成対象経費であっても事業趣旨や審査項目等から不適当と判断した場合には、対象外になる場合があります。

(1) 審査の結果、助成金申請額と助成金交付予定額が異なる場合があります。

(2) 助成金の交付決定後、実績報告書(区指定様式)、経費支払が確認できる書類(原則、請求書・領収書の2点)等をご提出いただきますので、必ずご用意ください。

※領収書に宛名、差出人、日付、金額、品名の記載がないものは、領収書と認められません。

(3) 本紙記載の内容は事業の概要のため、詳細はホームページに掲載の募集要項を必ずご覧ください。

問い合わせ先

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 中小企業センター2階

品川区商業・ものづくり課 中小企業支援係

TEL 03-5498-6341 FAX 03-5498-6338

ホームページ <https://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/joseikin/coronajosei/2098.html>

